

月額固定料金制外部リンクサービス個別規定

第1条 月額固定料金制外部リンクサービス概要

当社は、月額固定料金制外部リンクサービスとして、お客様が指定するウェブサイトに対して、外部リンクを設定する作業を行います。

第2条 月額固定料金制外部リンクサービス契約期間及び解約

月額固定料金制外部リンクサービスに係る契約は、当初契約期間終了後は、期間の定めのない契約となり、解約日の1ヵ月前までにご通知いただくことにより解約できます。

第3条 確認事項

お客様は、当社による本件業務の履行やお客様による内部施策の実施によっても、対象サイトのURL表示順位の上昇が保証されるものではないこと、URL表示順位の上昇が達成されない場合であっても、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価の返還を要しないことを確認します。

第4条 実施方法

リンク元となるページのコンテンツ内容、リンクの設定方法、IPアドレスの分散方法は当社がその判断により定めるものとします。

第5条 情報開示

リンク元となるページのサイト名、アドレスやコンテンツ内容等、実施業務の内容はお客様には開示されません。

第6条 お客様による作業

当社は本申込書を頂戴するまでに、SEO内部施策案等お客様に御実施いただく必要のある作業の実施をお願いすることがあります。

第7条 違約金

お客様が契約期間中に本契約の解約を希望する場合、その他本契約の規定に違反した場合には、月額請求額の2ヵ月分を当社に支払うものとします。